

京都市大学のまち交流センターへの自動販売機設置事業者募集要項

本市では、京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、応募される方は、必ず詳細を仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上及び災害発生時の救助活動のため

2 設置場所等

設置場所：京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町9 3 9 番地 京都市大学のまち交流センター敷地内

場所	寸法上限（単位：c m）	台数	最低使用料 （税込み）
屋外（屋外災害用）	寸法：W120×D81×H190	1台	
1階	寸法：W140×D86×H190	1台	
2階	寸法：W120×D81×H190	1台	
3階	寸法：W120×D81×H190	1台	
4階	寸法：W120×D81×H190	1台	
5階	寸法：W120×D81×H190	1台	
合計		6台	1,800,000円

※ 寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所は含まない。

※ 設置場所は、移動する場合あり。

3 設置事業者

すべて、同一の設置事業者とする。

4 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料（ジュース、お茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）とする。

5 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) 屋外に設置する自動販売機については、災害救助ベンダーとすること。
- (2) 屋内用に関しては、ユニバーサルデザインのものとする。
- (3) 環境に配慮したものとする。
- (4) 電気子メーターを設置すること。
- (5) 利便性向上のため、できる限り、新紙幣及び硬貨に対応している機種の導入に努めること。

6 維持管理

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

7 応募資格要件

仕様書に記載のとおり

8 使用許可の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

9 使用許可の更新

令和7年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和9年3月31日まで）を限度に引き続き使用許可を更新することがある。

10 申込受付期間

令和6年2月21日（水）から令和6年3月6日（水）まで（必着）

11 質問及び回答

(1) 質問

令和6年2月21日（水）から令和6年2月27日（火）まで

(2) 回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページに掲載する。

12 設置事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定する。

(2) 決定日

令和6年3月8日（金）（予定）

※ 都合により、前後する場合があります。

(3) 決定後の公表

総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページにおいて設置事業者の決定状況を掲載。

【問合せ先】

京都市総合企画局総合政策室（担当 吉田、竹中）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3103

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000281132.html>